

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年4月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日(当該年度の初日の属する年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税である(市街化区域内にあつては、土地・家屋所有者に対し課する都市計画税を併せて課する。) 納税義務者は、当該資産について課税台帳に所有者として登録されている者であり、賦課期日に所在する固定資産の所有者に課されるものである。 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が、課税標準となる価格(課税標準額)を固定資産課税台帳に登録し、その課税標準額に各市町村で定める税率を乗じることにより算出し決定する。 固定資産税は、普通徴収の方法により徴収され、納税者が納付すべき固定資産税については、その賦課の根拠法令、納税者住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額等を記載した文書(納税通知書及び課税明細書)を当該納税者に通知する。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①法務局からの通知、所有者から提出された申告書等から賦課に必要な情報を取得する。 ②住民登録がある者は住民記録システムで個人を特定し、住民登録がない者は住基ネット経由で取得する。 ③取得した情報を課税台帳(固定資産税システム)に登録する。 ④固定資産税関係の証明書を交付する。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、地方税ポータルシステム(eLTAX)
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第2における情報照会の根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項 (27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みよし市市民経済部税務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①	市民部税務課	市民協働部税務課	事後	
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における所属長②	税務課長 近藤友久	税務課長 久野光孝	事後	
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民部税務課	みよし市市民協働部税務課	事後	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における所属長②	税務課長 久野光孝	税務課長 岡本 和也	事後	
平成30年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項	1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項	事後	
平成31年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,119の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項)	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,119の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における所属長②	税務課長 岡本 和也	税務課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,119の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
令和3年6月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,14,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
令和5年4月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第2における情報照会の根拠】 :第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8号、別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項) 【別表第2における情報照会の根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項(27の項)	事後	
令和5年4月20日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部税務課	市民経済部税務課	事後	
令和5年4月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民協働部税務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111	みよし市市民経済部税務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地 (0561)32-2111	事後	